

おいしい山形・食材王国みやぎビジネス商談会
遠隔地バイヤー招へい等業務に係る企画提案募集要領

1 趣旨

本募集要領は、宮城・山形合同商談会実行委員会が「おいしい山形・食材王国みやぎビジネス商談会」に係る遠隔地バイヤー招へい等業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、本業務に係る企画提案を広く募集し、総合的な審査により受注候補者を選定するための手続き等に関し、必要な事項を定めるものである。

2 募集事項

(1) 委託業務名

おいしい山形・食材王国みやぎビジネス商談会遠隔地バイヤー招へい等業務

(2) 委託業務の内容

別紙「おいしい山形・食材王国みやぎビジネス商談会遠隔地バイヤー招へい等業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約（履行）期間

契約締結日から令和5年11月30日（木）まで

(4) 事業費（委託上限額）

金3,619,000円（うち消費税及び地方消費税額 金329,000円）

3 応募資格

以下のすべてに該当する者のみ、企画提案に応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (3) 本業務の募集開始から企画提案提出時までの間、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てをしている者又は破産手続き開始の申立てがなされている者（同法第30条第1項に規定する破産手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。
- (8) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- (9) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (10) 仕様書に基づき、委託業務を的確に遂行する能力を有すること。

4 スケジュール

内 容	期 日
企画提案募集開始	令和5年6月9日（金）
企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和5年6月16日（金）
企画提案書作成等に関する質問への回答期限	令和5年6月23日（金）
企画提案への参加申込期限	令和5年6月23日（金）
企画提案書等の提出期限	令和5年6月30日（金）
選定委員会（プレゼンテーション）開催	令和5年7月11日（火）（予定）
選定結果の通知	令和5年7月中旬（予定）
契約締結	令和5年7月中旬（予定）

5 応募手続

- (1) 提出書類及び提出期限

イ 企画提案参加申込書（様式第1号）：令和5年6月23日（金）午後5時必着

ロ 次に掲げる書類：令和5年6月30日（金）午後5時必着

(イ) 企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第2号）

(ロ) 企画提案書（任意様式）

部数は10部とし、A4片面で別紙企画提案書の構成に沿って提案内容を簡潔かつ分かりやすくまとめたものとする。

(ハ) 類似業務の受注実績（任意様式）

部数は10部とし、自治体等から近年受注し履行した類似業務について、分かりやすくまとめたものとする。

(ニ) 事業経費見積書（任意様式）

部数は10部とし、A4片面で1枚に収めること。業務委託仕様書の項目ごとに数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計金額を記載すること。

(ホ) 業務スケジュール (任意様式)

部数は10部とし、A4片面で1枚に収めること。

(2) 提出方法 郵送又は持参

(3) 提出先 宮城・山形合同商談会実行委員会事務局

宮城県農政部食産業振興課食ビジネス支援班内

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 (宮城県行政庁舎10階)

(4) 企画提案に関する質問の受付【任意】

イ 受付期限 令和5年6月16日(金) 午後5時まで

ロ 質問方法 企画提案に係る質問書(様式第3号)を用いて、電子メールで質問すること。

電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

ハ 提出先 宮城・山形合同商談会実行委員会事務局

宮城県農政部食産業振興課食ビジネス支援班内

電子メールアドレス：s-business@pref.miyagi.lg.jp

ニ 回答方法

質問に対する回答は、令和5年6月23日(金)までに宮城県農政部食産業振興課ホームページに掲載する。回答は質問者の名を伏せた上で掲載するので、参加申込者は必ず他社の質問・回答を確認すること。

質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者のみ回答する。なお、質問の内容によっては回答しない場合もある。

6 評価・選定方法

(1) 選定方法

宮城・山形合同商談会実行委員会事務局は、企画提案者の中から本業務の受注者を選定するため、次のとおり選定委員会を開催、企画提案の審査を実施し、最も優れている判断された企画提案者を受注候補者として選定する。

(2) プレゼンテーション審査の実施

企画提案者は、事前に提出した企画提案書について、下記のとおりプレゼンテーションを実施し、選定委員会において審査する。

イ 開催日 令和5年7月11日(火) ※予定、また時間割は後日指定

1 企画提案者あたり25分以内(説明15分、質疑応答10分)

ロ 会場 宮城県行政庁舎(仙台市青葉区本町三丁目8番1号) ※別途通知する

ハ 出席者 1 企画提案者あたり3人以内

ニ その他 投影機材(対応ケーブルはHDMI)の使用を希望する場合は、企画提案書等の提出時に申し出ること。

(3) 評価基準・配点

仕様書を踏まえ、下記の評価基準・配点（合計100点）とする

審査項目	審査の視点（独自提案がある場合はその内容も考慮する）
招へいバイヤーの質と 地方産品への意欲 【45点】	<ul style="list-style-type: none">・招へい可能なバイヤーは仕様書を十分に満たしているか。・招へい方法は、仕様書を満たすバイヤーを効果的かつ幅広く募れる内容となっているか。
販路開拓に資する商談 会の運営 【30点】	<ul style="list-style-type: none">・招へいバイヤー及び県と綿密に調整できる体制となっているか。・出展者の業種・商品構成・希望販路等とバイヤーの希望が十分考慮された効果的なマッチングが可能か。・商談キャンセル時の代替措置は適切か。
出展者の成約率向上 【10点】	<ul style="list-style-type: none">・出展者の成約率向上が期待できる実情に即した実践的な内容となっているか。・出展者資料は、仕様書に則った内容で製作できるか。
業務遂行能力 【15点】	<ul style="list-style-type: none">・業務を遂行するための十分な体制を有し、その配置は適切か。・経費の見積及び事業スケジュールの見込みは適切か。・本業務における提案者の強み、類似業務の実績があるか。

なお、これに該当する提案者が複数いる場合には、委員間の協議により、1者を受注候補者として選定する。

ただし、各委員の評価点の合計が満点の6割に満たない提案者、委員が不可と評価した審査項目がある提案者は、受注候補者とししない。

(4) 提案者が1者の場合の取扱い

提案者が1者の場合も審査を行い、業務を適切に実施できると判断される場合は、受注候補者として選定する。

(5) 選定結果

選定された企画提案者には決定通知を、落選した企画提案者には落選通知を書面にて通知するとともに、選定結果を公表する。なお、審査内容及び選定結果に対する質問及び異議申し立てには応じないものとする。

(6) 委託候補者選定後の取扱い

宮城・山形合同商談会実行委員会事務局は、選定された委託候補者と、仕様書に基づき予定価格の範囲内で見積り合わせにより業務を委託する。また、業務の委託に際して、選定された企画提案書の内容をもとに加除修正し、最終的な仕様書として提示することができるものとする。

委託候補者が契約を辞退した場合及び仕様内容に係る協議が整わなかった場合は、選定委員

会の評価点が次点の企画提案者を委託候補者とする。

7 失格事由

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明な場合
- (2) 仕様書及び本審査要領に従っていないもの。
- (3) 同一の事業者が2つ以上の企画提案書等を提出した場合
- (4) 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合
- (5) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- (6) その他企画提案者として適切でない行為をしたと選定委員会が判断した場合

8 留意事項等

- (1) 提出された書類の差替え、変更及び取消は一切認めない。また、提出された書類は返却しない。
- (2) 審査は提出された企画提案書等により行うが、企画提案書等の提出後、提案内容について説明を求めることがある。
- (3) この企画提案の応募に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。
- (4) 本業務の実施に関して、受注候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、発注者と受注候補者で協議の上、決定する。
また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次発注者と協議することとする。
- (5) 提出された企画提案書等は、情報公開条例その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。
- (6) 業務を適切に実施できると判断される企画提案者がいない場合又は企画提案が1件もない場合は、再度企画提案を募集する。
- (7) 審査結果
選定結果については、後日、企画提案者全てに対し文書で通知するとともに、企画提案者の名称や評価点等を公表する。公表に当たっては、選定された受注候補者以外は、個別の評価点が特定できないように配慮する。なお、選定結果に関する質問には応じない。

9 問い合わせ先及び書類提出先

宮城・山形合同商談会実行委員会事務局

宮城県農政部食産業振興課食ビジネス支援班内

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号（宮城県行政庁舎10階）

電話 022（211）2812 電子メールアドレス s-business@pref.miyagi.lg.jp

別紙

企画提案書の構成

企画提案書は、次のⅠからⅢまでの項目を必ず含むものとし、この順で構成すること。

Ⅰ 表紙

「委託業務名」、「事業者名」、「住所」、「代表者名」、「担当者名（所属、職、氏名）」及び「連絡先（電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス）」を記載すること。

Ⅱ 目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

Ⅲ 本文

1 遠隔地バイヤーの招へい

(1) 招へい可能バイヤーリスト一覧（社名、所在地、カテゴリ等）

カテゴリ分類例

百貨店／一般スーパー／量販スーパー／高質スーパー／小売・卸／業務用卸／コンビニ／
ホテル・旅館／外食／中食／給食業／通販／ECサイト／食品工業／その他

(2) バイヤー招へい方法

2 商談会の運営補助

(1) バイヤー及び県との連絡体制

(2) 個別商談マッチングの方法

(3) 出展者に関する資料（FCPシート集データ等）の製作

(4) 商談キャンセルとなった場合の代替措置

3 出展者の成約率向上に資する取組

(1) 独自提案（予算の範囲内で提案する場合）

(2) 「おいしい山形・食材王国みやぎ新商品アワード2023（仮称）」エントリー商品情報の
周知方法

4 その他

(1) 事業実施体制、役割体制

(2) 本業務における提案者の強み